諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年８月１８日（令和８年（行情）諮問第１１３６号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７２３号）
事件名：特定の開示請求の対象文書の一部分に印を加えた根拠となる法令等の開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年７月２０日付け防官文第１１８７０号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）ないし（４）（略）

（５）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

（６）（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認できなかったことから、平成２７年１１月３０日付け防官文第１８８００号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（以下「先行処分」という。）を行った。

その後、当該処分に対して審査請求が提起され、先行処分を維持することが妥当である旨の意見を付し、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、平成２８年１２月１４日付け情個審第３０６４号（平成２８年度（行情）答申第５８０号）により、本件

請求文書に該当する文書につき、これを保有していないとして不開示として決定については、防衛省において本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであるとの審査会の判断を得た。

上記答申を踏まえ、令和２年５月２０日付けの防衛大臣の決定により、本件対象文書につき、改めて開示決定等をすることとし、当該決定に基づいて、同年７月２０日付け防官文第１１８７０号により、本件対象文書について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年８月１８日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月２１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする先行処分を行い、その後、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮

問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求は、別件開示請求（開示請求受付番号２０１５．８．１２―本本Ｂ６４３）に係る特定文書にバツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等の文書の開示を求めるものであり、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定した。

イ　本件審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（１）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の（１）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

請求受付番号：２０１５．８．１２―本本Ｂ６４３対象文書において別紙当該部分にバツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等の全て。　＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

２　本件対象文書

文書１　取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第４６０８号。１９．４．２７）

文書２　海上自衛隊行政文書管理規則（海上自衛隊達第１０号。平成２３年４月１日）